

令和8年 No.34

○東京学芸大学大学院学則の一部を改正する学則の制定について

改正理由

本学入学前に本学以外の大学院で修得した単位を、本学入学後に本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数の上限について、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）の規定との整合性を図るため、所要の改正を行うものである。

○東京学芸大学大学院教育学研究科学生交流規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

派遣学生として本学以外の大学院で修得した単位を、本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数の上限について、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）の規定との整合性を図ること及び国内の大学との間で締結した単位互換協定に基づく派遣学生の派遣及び特別聴講学生の受入れに係る手続の迅速化に資するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和8年3月11日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学大学院学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

令和8年3月12日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和8年学則第1号

東京学芸大学大学院学則の一部を改正する学則

東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第1号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院教育学研究科学生交流規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和8年3月12日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和8年規程第4号

東京学芸大学大学院教育学研究科学生交流規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院教育学研究科学生交流規程（平成7年規程第8号）の一部について、別紙
新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院学則の一部改正について

改正理由：本学入学前に本学以外の大学院で修得した単位を，本学入学後に本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数の上限について，専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）及び大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）の規定との整合性を図るため，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （入学前の既修得単位の認定） 第 17 条 大学院は，教育上有益と認めるときは，学生が本学の大学院に入学する前に本学又は他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（本学又は他の大学院において科目等履修生の規定により修得した単位を含む。）を，本学の大学院に入学した後の本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし，修業年限を短縮することはできない。 2 教職大学院の課程において，前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，転入学等の場合を除き，本学の教職大学院において修得した単位以外のものについては，<u>23単位</u>を超えないものとする。ただし，別に定める履修基準に規定する実習科目及び課題研究科目について，前項の規定により修得したものとみなすことはできない。 3 教職大学院の課程において，前項，前条第 2 項及び次条第 2 項の規定により修得したものとみなす単位数の合計は，23単位を超えないものとする。 4 修士課程において，第 1 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，転入学等の場合を除き，本学の大学院において修得した単位以外のものについては，<u>15単位</u>を超えないものとする。 5 前各項に定めるもののほか，入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項は，各研究科において別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この学則は，令和 8 年 3 月 12 日から施行する。</u>	〔省略〕 （入学前の既修得単位の認定） 第 17 条 大学院は，教育上有益と認めるときは，学生が本学の大学院に入学する前に本学又は他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（本学又は他の大学院において科目等履修生の規定により修得した単位を含む。）を，本学の大学院に入学した後の本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし，修業年限を短縮することはできない。 2 教職大学院の課程において，前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，転入学等の場合を除き，本学の教職大学院において修得した単位以外のものについては，<u>13単位</u>を超えないものとする。ただし，別に定める履修基準に規定する実習科目及び課題研究科目について，前項の規定により修得したものとみなすことはできない。 3 教職大学院の課程において，前項，前条第 2 項及び次条第 2 項の規定により修得したものとみなす単位数の合計は，23単位を超えないものとする。 4 修士課程において，第 1 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，転入学等の場合を除き，本学の大学院において修得した単位以外のものについては，<u>10単位</u>を超えないものとする。 5 前各項に定めるもののほか，入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項は，各研究科において別に定める。 〔省略〕

東京学芸大学大学院教育学研究科学生交流規程の一部改正について

改正理由：派遣学生として本学以外の大学院で修得した単位を、本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数の上限について、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）及び大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）の規定との整合性を図ること及び国内の大学との間で締結した単位互換協定に基づく派遣学生の派遣及び特別聴講学生の受入れに係る手続の迅速化に資するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （履修の許可） 第4条 学生から前条の願い出があったときは、学長は、大学院教育学研究科運営委員会の議を経て、これを許可する。<u>ただし、国内の大学との間で締結した単位互換協定に基づく派遣学生の履修の許可は、大学院教育学研究科運営委員会の議を経ずに、学長が行うことができる。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、外国の大学院の授業科目の履修を願い出た場合は、学長は、国際戦略推進本部の議を経て、これを許可する。</u> （履修期間） 第5条 〔省略〕 〔省略〕 （単位の認定） 第8条 派遣学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、大学院学則第16条第2項（大学院学則第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、<u>教職大学院の課程においては23単位を、修士課程においては15単位をそれぞれ超えない範囲で、</u>大学院教育学研究科運営委員会の議を経て、教育学研究科における相当する授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。 〔省略〕 （入学の許可） 第12条 特別聴講学生の入学の許可は、大学院教育学研究科運営委員会の議を経て、学長が行う。<u>ただし、国内の大学との間で締結した単位互換協定に基づく特別聴講学生の入学許可は、大学院教育学研究科運営委員会の議を経ずに、学長が行うことができる。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、大学間交流協定に基づく外国人留学生の入学許可は、国際戦略推進本部の議を経て学長が行う。</u>	〔省略〕 （履修の許可） 第4条 学生から前条の願い出があったときは、学長は、大学院教育学研究科運営委員会の議を経て、これを許可する。<u>ただし、外国の大学院の授業科目の履修を願い出た場合は、学長は、国際戦略推進本部の議を経て、これを許可する。</u> （履修期間） 第5条 〔省略〕 〔省略〕 （単位の認定） 第8条 派遣学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、大学院学則第16条第2項（大学院学則第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、<u>10単位を超えない範囲で、</u>大学院教育学研究科運営委員会の議を経て、教育学研究科における相当する授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。 〔省略〕 （入学の許可） 第12条 特別聴講学生の入学の許可は、大学院教育学研究科運営委員会の議を経て、学長が行う。<u>ただし、大学間交流協定に基づく外国人留学生の入学許可は、国際戦略推進本部の議を経て学長が行う。</u>

(学業成績証明書) 第13条 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年3月12日から施行する。</u>	(学業成績証明書) 第13条 〔省略〕 〔省略〕
--	---